

# 第7回後期高齢者医療運営懇談会

## 資 料

平成24年11月7日

栃木県後期高齢者医療広域連合

# 【 目 次 】

## I 高齢者の医療制度

1	高齢者医療制度等について	1
	(1) 高齢者医療制度の変遷	1
	(2) 社会保障・税一体改革大綱に係る高齢者医療制度の見直し	2
	(3) 社会保障制度改革推進法案に係る高齢者医療制度の見直し	2
2	後期高齢者医療制度の運営のしくみ	3
3	後期高齢者医療制度の財政の概要	3


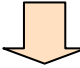
## II 事業の実施状況

1	保険料	4
	(1) 保険料率の改定	4
	(2) 保険料の軽減対策	4
	(3) 保険料収納率	4
	参考資料 1 都道府県別保険料率及び1人当たり月額平均保険料額	5
	参考資料 2 都道府県別の保険料収納率	6
2	後期高齢者医療広域連合電算処理システム	7
	参考資料 3 システム概要図(次期システム)	7
3	被保険者	8
	(1) 被保険者の推移	8
	(2) 自己負担割合別被保険者数	9
4	療養給付費	10
	(1) 後期高齢者医療費の状況	10
	(2) 医療費の内訳と構成比	11
	(3) 本県における疾病状況	12
	(4) 高額レセプトの状況	13
	(5) 都道府県別の医療費	14
	(6) 県内市町別の医療費	16
	(7) 療養の給付の諸率	18
5	その他の給付	19
	(1) 療養費	19
	(2) 葬祭費	20
6	医療費通知	21
7	健康診査	22
8	重複・頻回受診者訪問指導事業	23

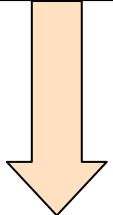
# I 高齢者の医療制度

# 1 高齢者医療制度等について

## (1) 高齢者医療制度の変遷

年 月	高齢者医療制度の歩み
昭和 48 年	老人医療の無料化（70歳～）
昭和 58 年	老人保健法を制定（老人保健制度）
平成 9 年	政府・与党にて新しい制度の検討を開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・老健拠出金不払い運動(平 11)</li> <li>・「平成 14 年には老健制度を廃止して新たな制度を」(平 12)</li> <li>・新制度まとまらず、次の課題に(平 14)</li> </ul>
平成 18 年	後期高齢者医療制度の創設
平成 20 年 4 月	後期高齢者医療制度施行 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">制度施行当初の混乱</div>  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低所得者に対する保険料軽減対策(特別対策)の実施</li> <li>・年金天引きと口座振替納付の選択制の導入</li> </ul> </div> <p>衆議院総選挙により民主党政権が誕生(平 21. 9)</p> <p>「高齢者医療制度改革会議」設置(平 21. 11)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度の廃止を前提に、厚生労働大臣が主宰</li> </ul> <p>新たな制度に関する「最終とりまとめ」を公表(平 22. 12)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療制度は廃止し、年齢で区分せず被用者保険か国保に加入するとともに、国保の財政運営を都道府県単位化する。</li> </ul> <p>「社会保障・税一体改革成案」を閣議報告(平 23. 7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「高齢者医療制度改革会議」のとりまとめ等を踏まえ、制度を見直す。</li> <li>・2010 年代半ばまでに消費税率を 10%まで段階的に引き上げる。</li> </ul> <p>社会保障審議会医療保険部会において集中的な議論(平 23. 7～12)</p> <p style="margin-left: 20px;">集中的な議論の主なもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費の見直しと受診時定額負担導入</li> <li>・市町村国保の財政基盤の安定化・強化・広域化</li> <li>・70～74 歳の自己負担割合の引き上げ</li> <li>・高齢者医療制度の見直し</li> </ul> </div> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">           社会保障・税一体改革大綱を閣議決定(平 24. 2)              </p> <p>社会保障制度改革推進法の成立(平 24. 8)</p>

約 10 年にわたる  
抜本改革の議論



(2) 社会保障・税一体改革大綱に係る高齢者医療制度の見直し（抜粋）

**社会保障・税一体改革大綱**

〔平成24年2月17日  
閣議決定〕

**(4) 高齢者医療制度の見直し**

- 高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。
- 高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。

(注) 現在は、平成24年度までの特例として、支援金の3分の1を総報酬に応じた負担とする措置が講じられるとともに、併せて、協会けんぽに対する国庫補助率を13%から16.4%とする措置が講じられている。

**☆具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。**

(3) 社会保障制度改革推進法に係る高齢者医療制度の見直し（抜粋）

**社会保障制度改革推進法**

〔平成24年8月10日成立  
平成24年8月22日施行〕

(医療保険制度)

**第六条**

四 今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、第九条に規定する社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。

(社会保障制度改革国民会議の設置)

**第九条** 平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、第二条の基本的な考え方にのっとり、かつ、前章に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議（以下「国民会議」という。）を置く。

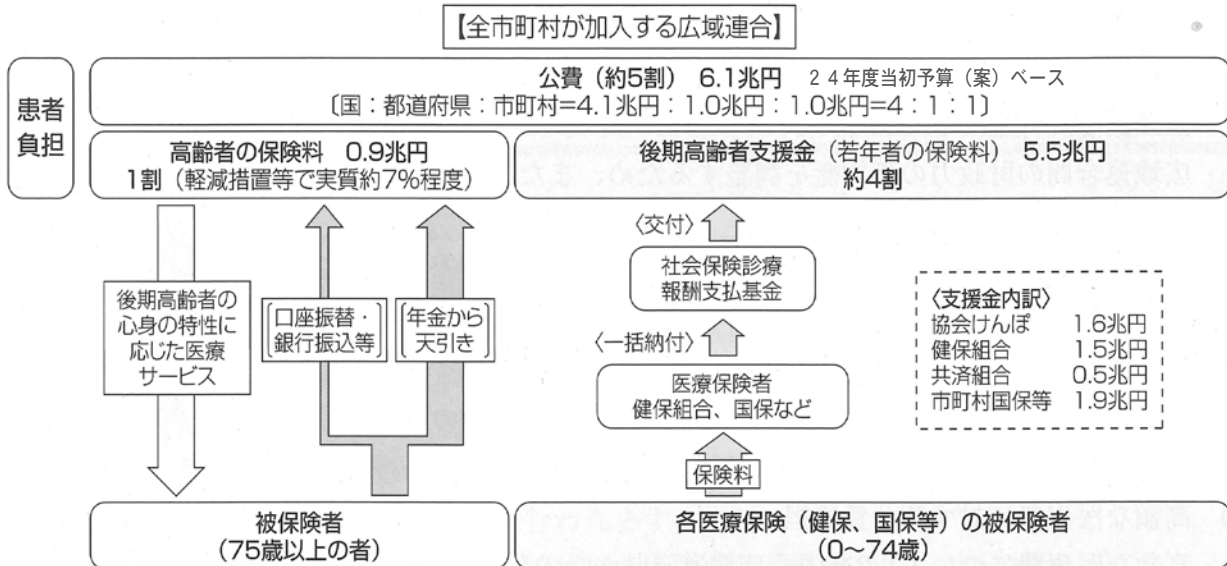
(設置期限)

**第十三条** 国民会議は、この法律の施行の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日まで置かれるものとする。

「後期高齢者医療制度廃止法案」は、全国知事会など関係者の反対や、3党合意により提出を断念。社会保障制度改革国民会議に議論を委ねることになった。

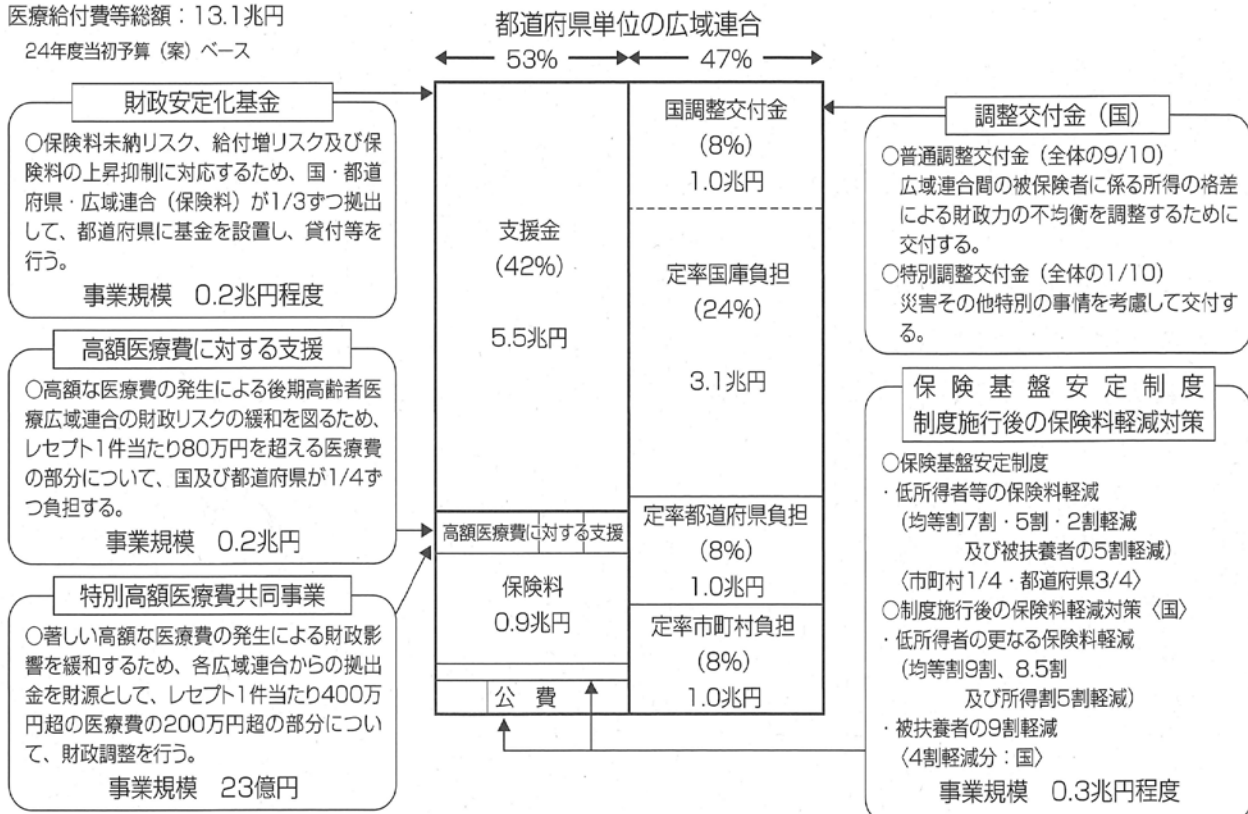
## 2 後期高齢者医療制度の運営のしくみ

- 高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度を平成20年4月から施行。
- 併せて、65歳～74歳の高齢者の偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するため、保険者間の財政調整の仕組みを導入。



## 3 後期高齢者医療制度の財政の概要

医療給付費等総額：13.1兆円  
24年度当初予算（案）ベース



- ① 現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。
- ② 市町村国保及び協会けんぽの後期高齢者支援金には、別途各々50%、16.4%（加入者割部分に限る）の公費負担がある。

## Ⅱ 事業の実施状況

# 1 保険料

## (1) 保険料率の改定

保険料率は、2年に1度見直されることとなっており、制度が創設されてから第3期となる平成24・25年度の保険料率を改定した。

### 【栃木県後期高齢者医療保険料率】

区 分	平成20・21年度	平成22・23年度	平成24・25年度
均等割額	37,800円	37,800円	42,000円
所得割率	7.14%	7.18%	8.54%

保険料率算定に当たっては、高齢化による被保険者数の伸びや医療技術等の進歩に伴う医療費の増加により保険料の大幅な上昇が避けられない状況の中、保険料上昇抑制のために剰余金6億円を投入するほか、財政安定化基金約21億円を活用することで、被保険者の負担軽減を図った。

また、国が中間所得者層の保険料負担を緩和するために高齢者の医療の確保に関する法律施行令を改正し、賦課限度額を50万円から55万円に引き上げたことを受け、当広域連合においても条例を改正し、賦課限度額を55万円とした。

## (2) 保険料の軽減対策

低所得者に対する保険料負担の軽減措置については、制度の円滑な施行を図ることを目的に各種の特別対策が平成20年度において実施された。

平成21年度からは、均等割額の9割軽減が新設され、総所得金額が58万円以下の方の所得割額を5割軽減とする措置を継続したほか、均等割額7割軽減措置の対象者を8.5割軽減とする等のさらなる保険料負担の軽減措置も講じられ、平成24年度においても以上のような軽減措置が継続された。

### 【栃木県後期高齢者医療保険料の軽減状況】

(平成24年7月末現在)

区 分	該 当 者		1人当たり 軽 減 額	1人当たり 月額保険料 (均等割額)	
	人 数	割 合			
低所得者に対する軽減	均等割額9割軽減	39,817人	17.22%	37,800円	350円
	均等割額8.5割軽減	31,803人	13.76%	35,700円	525円
	均等割額5割軽減	6,780人	2.93%	21,000円	1,750円
	均等割額2割軽減	16,280人	7.04%	8,400円	2,800円
	小 計	94,680人	40.96%	—	—
	所得割額の5割軽減	※21,717人	9.39%	所得割額×5割	—
被扶養者均等割額9割軽減	38,228人	16.54%	37,800円	350円	
合 計	140,572人	60.82%	—	—	

※所得割額の5割軽減については、均等割額軽減と重複して適用を受ける被保険者がいるため、該当者数を集計すると合計欄とは一致しない。

## (3) 保険料収納率

平成20年度より賦課された保険料の収納率は、下表のとおりである。

### 【栃木県後期高齢者医療保険料収納率】

区 分	収 納 率	前 年 度 比 較
平成20年度	98.83%	—
平成21年度	99.05%	0.22%
平成22年度	99.18%	0.13%
平成23年度	99.22%	0.04%



## 後期高齢者医療広域連合別保険料率及び1人当たり月額平均保険料額

都道府県名	第2期（平成22・23年度）				第3期（平成24・25年度）			
	均等割額（円）	所得割率（％）	一人当たり 月額平均保険料額（円） （特別対策軽減後）	順位	均等割額（円）	所得割率（％）	一人当たり 月額平均保険料額（円） （特別対策軽減後）	順位
1 北海道	44,192	10.28	5,415	10	47,709	10.61	5,549	11
2 青森県	40,514	7.41	3,322	45	40,514	7.41	3,352	45
3 岩手県	35,800	6.62	3,147	46	35,800	6.62	3,113	47
4 宮城県	40,020	7.32	4,435	24	40,920	8.30	4,646	25
5 秋田県	38,925	7.18	3,101	47	39,710	8.07	3,259	46
6 山形県	38,400	7.12	3,327	44	39,500	7.52	3,464	44
7 福島県	40,000	7.60	3,746	39	40,000	7.76	3,776	42
8 茨城県	37,462	7.60	4,173	29	39,500	8.00	4,277	34
9 栃木県	37,800	7.18	4,081	34	42,000	8.54	4,471	30
10 群馬県	39,600	7.36	4,289	28	42,700	8.48	4,692	23
11 埼玉県	40,300	7.75	5,977	6	41,860	8.25	6,255	6
12 千葉県	37,400	7.29	5,488	9	37,400	7.29	5,428	13
13 東京都	37,800	7.18	7,216	1	40,100	8.19	7,872	1
14 神奈川県	39,260	7.42	7,080	2	41,099	8.01	7,547	2
15 新潟県	35,300	7.15	3,594	42	35,300	7.15	3,545	43
16 富山県	40,800	7.50	4,528	20	43,800	8.60	4,947	19
17 石川県	45,240	8.26	4,897	17	47,520	9.33	5,201	15
18 福井県	43,700	7.90	4,509	22	43,700	7.90	4,489	27
19 山梨県	38,710	7.28	3,833	38	39,670	7.86	4,050	37
20 長野県	36,225	6.89	3,957	37	38,239	7.29	4,160	36
21 岐阜県	39,310	7.39	4,520	21	40,670	7.83	4,702	22
22 静岡県	36,400	7.11	4,964	15	37,900	7.39	5,151	16
23 愛知県	41,844	7.85	6,315	4	43,510	8.55	6,684	4
24 三重県	36,800	6.83	4,100	33	39,120	7.55	4,470	31
25 滋賀県	38,645	7.18	4,671	18	41,704	8.12	5,135	17
26 京都府	44,410	8.68	5,953	7	46,390	9.12	6,253	7
27 大阪府	49,036	9.34	6,640	3	51,828	10.17	7,098	3
28 兵庫県	43,924	8.23	5,893	8	46,003	9.14	6,252	8
29 奈良県	40,800	7.70	5,351	11	44,200	8.10	5,830	9
30 和歌山県	42,649	7.91	4,146	30	43,271	8.28	4,261	35
31 鳥取県	40,773	7.71	3,976	35	40,773	7.71	4,003	38
32 島根県	39,670	7.35	3,630	41	41,520	8.41	3,900	40
33 岡山県	44,000	8.55	4,926	16	45,000	8.97	5,028	18
34 広島県	41,791	7.53	5,213	14	43,735	8.35	5,603	10
35 山口県	46,241	8.73	5,341	12	47,474	9.45	5,542	12
36 徳島県	43,990	8.03	3,969	36	48,900	9.51	4,485	29
37 香川県	47,200	8.81	5,226	13	47,200	8.81	5,286	14
38 愛媛県	41,227	7.84	4,101	32	44,194	8.72	4,487	28
39 高知県	48,931	8.94	4,409	25	51,793	10.35	4,845	20
40 福岡県	52,213	9.87	6,194	5	55,045	10.88	6,606	5
41 佐賀県	47,400	8.80	4,466	23	49,500	9.60	4,706	21
42 長崎県	42,400	7.80	4,123	31	44,600	8.23	4,322	33
43 熊本県	47,000	9.03	4,299	27	47,900	9.26	4,439	32
44 大分県	47,100	8.78	4,385	26	48,500	9.52	4,634	26
45 宮崎県	42,500	7.55	3,558	43	45,500	8.48	3,940	39
46 鹿児島県	45,900	8.63	3,684	40	48,500	9.05	3,853	41
47 沖縄県	48,440	8.80	4,591	19	48,440	8.80	4,685	24
全国	41,700	7.88	5,249	—	43,550	8.55	5,561	—

(注1) 平成24年3月30日厚生労働省公表数値

(注2) 一人当たり平均保険料額については、第2期は後期高齢者医療制度被保険者実態調査より算出したもの、第3期は平成24年度保険料率算定時点のものを掲載

## 後期高齢者医療広域連合別の保険料収納率

(単位：%)

都道府県名	平成21年度				平成22年度			
	全体 (特徴+普徴)	順位	普通徴収	順位	全体 (特徴+普徴)	順位	普通徴収	順位
1 北海道	99.09	27	97.88	18	99.21	29	98.08	16
2 青森県	99.06	31	97.33	39	99.07	38	96.96	44
3 岩手県	99.33	13	97.90	16	99.34	19	97.66	32
4 宮城県	98.96	40	97.10	44	98.20	46	94.41	47
5 秋田県	99.34	10	97.79	20	99.37	14	97.56	36
6 山形県	99.42	5	98.13	14	99.47	9	98.01	17
7 福島県	99.07	30	97.10	43	99.10	36	96.85	45
8 茨城県	99.03	34	97.34	38	99.08	37	97.19	43
9 栃木県	99.05	32	97.48	36	99.18	31	97.57	35
10 群馬県	99.16	22	97.74	23	99.42	10	98.21	15
11 埼玉県	98.95	41	97.69	24	99.12	35	97.93	20
12 千葉県	98.90	42	97.32	40	98.96	43	97.37	41
13 東京都	98.55	46	97.20	42	98.66	45	97.40	39
14 神奈川県	98.96	39	97.62	29	99.06	40	97.81	28
15 新潟県	99.45	4	98.40	6	99.49	4	98.35	8
16 富山県	99.24	18	97.74	22	99.37	13	97.84	27
17 石川県	99.39	7	98.49	4	99.48	6	98.58	4
18 福井県	99.22	19	97.89	17	99.35	18	98.00	18
19 山梨県	99.00	37	97.42	37	99.21	28	97.75	29
20 長野県	99.40	6	98.37	7	99.47	8	98.41	6
21 岐阜県	99.34	11	98.25	12	99.40	12	98.22	13
22 静岡県	98.86	43	97.31	41	99.07	39	97.65	33
23 愛知県	99.26	16	98.35	9	99.40	11	98.61	3
24 三重県	99.08	28	97.51	35	99.30	21	97.88	23
25 滋賀県	99.49	3	98.50	3	99.59	2	98.68	2
26 京都府	99.00	36	97.69	26	99.14	34	97.90	21
27 大阪府	98.56	45	96.87	46	98.78	44	97.24	42
28 兵庫県	99.07	29	97.68	27	99.21	30	97.88	22
29 奈良県	99.25	17	98.17	13	99.32	20	98.22	14
30 和歌山県	99.02	35	97.56	33	99.16	33	97.75	30
31 鳥取県	99.49	2	98.53	2	99.48	7	98.30	11
32 島根県	99.62	1	98.89	1	99.67	1	98.85	1
33 岡山県	99.15	23	97.77	21	99.24	26	97.85	25
34 広島県	99.33	12	98.27	11	99.36	17	98.25	12
35 山口県	99.26	15	97.91	15	99.49	5	98.38	7
36 徳島県	99.04	33	97.58	31	99.27	24	97.97	19
37 香川県	99.35	9	98.46	5	99.37	16	98.33	10
38 愛媛県	99.31	14	98.33	10	99.37	15	98.34	9
39 高知県	99.00	38	97.53	34	99.06	41	97.39	40
40 福岡県	98.80	44	97.10	45	99.00	42	97.43	37
41 佐賀県	99.36	8	98.37	8	99.50	3	98.50	5
42 長崎県	99.20	21	97.59	30	99.29	23	97.58	34
43 熊本県	99.09	25	97.69	25	99.26	25	97.85	24
44 大分県	99.09	24	97.62	28	99.22	27	97.72	31
45 宮崎県	99.09	26	97.57	32	99.16	32	97.43	38
46 鹿児島県	99.21	20	97.87	19	99.30	22	97.84	26
47 沖縄県	97.63	47	95.63	47	98.01	47	96.60	46
全国平均	99.00	—	97.60	—	99.10	—	97.72	—

(注) 平成24年2月3日厚生労働省公表数値

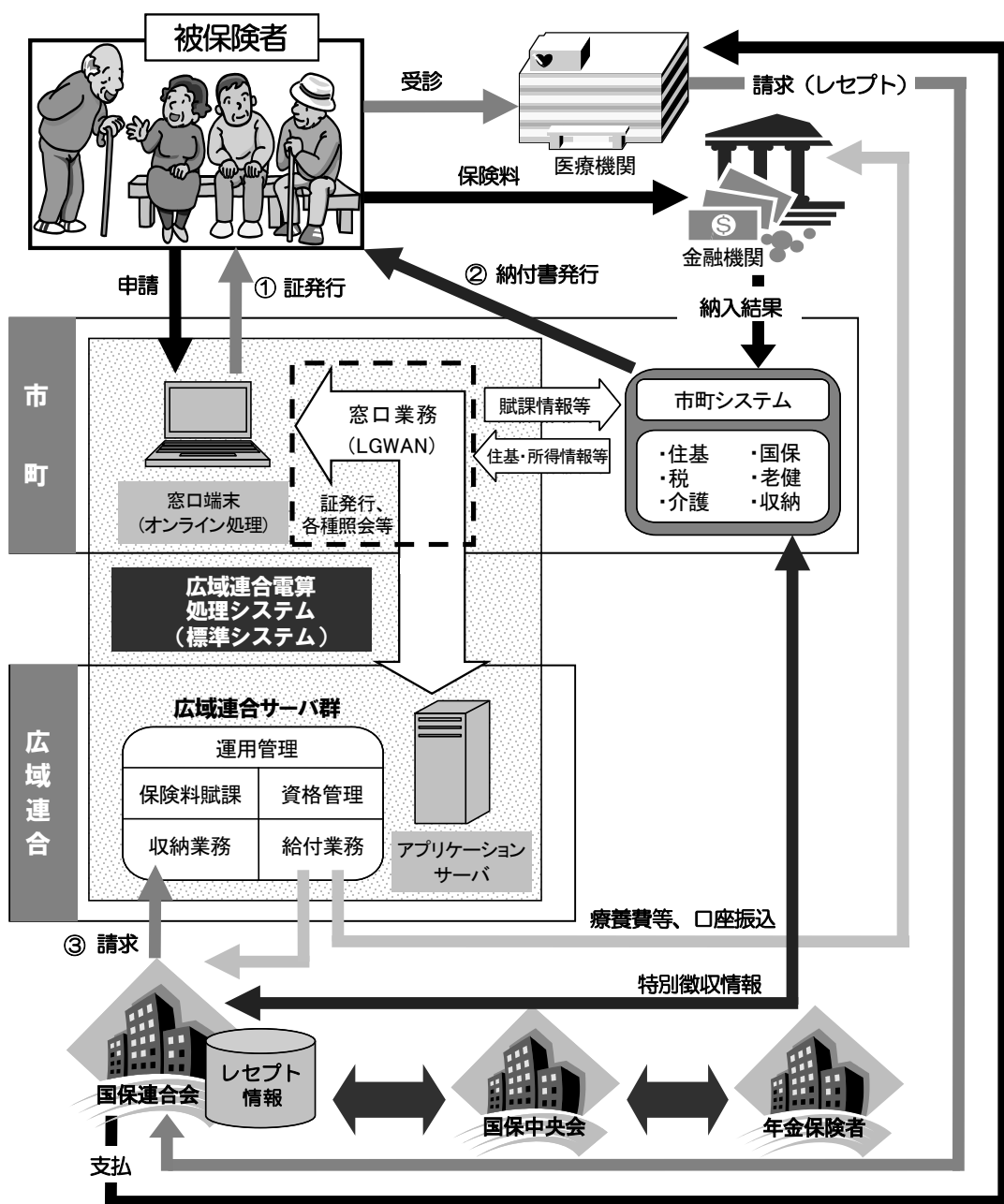
## 2 後期高齢者医療広域連合電算処理システム

厚生労働省より提供された「標準システム」は、後期高齢者医療制度の事務処理を行う「資格管理業務」「保険料賦課業務」「収納業務」「給付業務」のサブシステムで構成されている。各市町間とのデータ連携は、高い安定性と機密性が求められるため、LGWANと呼ばれる行政専用ネットワークで相互接続し運用している。

制度当初から使用している機器等は、平成24年度中に耐用年数の5年を超過するため、機器更改実施を予定している。また、それに伴い不具合対策を含むバージョンアップ作業も、平成24年8月で最終となった。現在、平成25年1月のシステム切替に向け準備作業を進めている。

【参考資料3】

システム概要図（次期システム）



┌──┐ 次期システム変更箇所（窓口処理サーバ廃止）

### 3 被保険者

#### (1) 被保険者の推移

【図表1】 被保険者

区分	被保険者数	(再掲) 障害認定者
平成20年度 (H20.4末～H21.2末 11月平均)	210,013人	8,990人
平成21年度 (H21.3末～H22.2末 12月平均)	215,142人	8,563人
平成22年度 (H22.3末～H23.2末 12月平均)	220,396人	8,061人
平成23年度 (H23.3末～H24.2末 12月平均)	224,920人	7,501人
平成24年度 (H24.8末現在)	228,988人	7,247人

【図表2】 年齢別被保険者

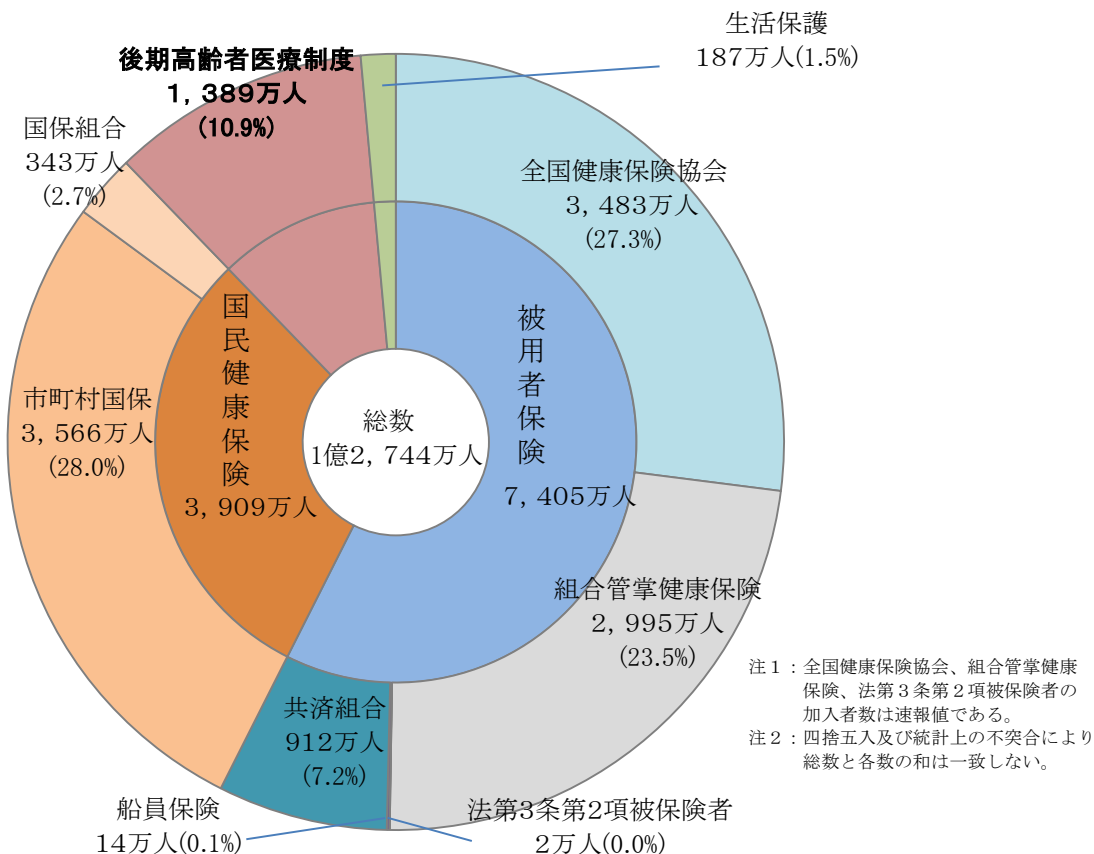
(平成24年8月末現在)

年齢区分		被保険者数 (人)	負担区分別(再掲) (人)	
			1割	3割
障害 認定者	65歳～69歳	3,013	2,950	63
	70歳～74歳	4,234	4,142	92
75歳 以上 被保険者	75歳～79歳	87,555	82,720	4,835
	80歳～84歳	69,480	65,889	3,591
	85歳～89歳	43,228	41,410	1,818
	90歳～94歳	16,492	16,038	454
	95歳～99歳	4,395	4,288	107
	100歳～	591	567	24
計		228,988	218,004	10,984

【参考図表】 医療保険制度の加入者等

(平成22年3月末現在)

※ 厚生労働省保険局調査課「医療保険に関する基礎資料」(平成23年11月)より



## (2) 自己負担割合別被保険者数

【図表3】

(平成24年8月末現在)

市町名	被保険者数 (人)	1割負担 (人)	構成率 (%)	3割負担 (人)	構成率 (%)
宇都宮市	48,759	44,966	92.2	3,793	7.8
足利市	19,904	19,026	95.6	878	4.4
栃木市	18,837	18,017	95.6	820	4.4
佐野市	16,003	15,298	95.6	705	4.4
鹿沼市	13,035	12,460	95.6	575	4.4
日光市	13,443	12,977	96.5	466	3.5
小山市	15,029	14,207	94.5	822	5.5
真岡市	8,511	8,200	96.3	311	3.7
大田原市	9,284	8,949	96.4	335	3.6
矢板市	4,229	4,075	96.4	154	3.6
那須塩原市	11,498	10,993	95.6	505	4.4
さくら市	4,876	4,680	96.0	196	4.0
那須烏山市	4,833	4,695	97.1	138	2.9
下野市	5,862	5,567	95.0	295	5.0
上三川町	2,835	2,735	96.5	100	3.5
益子町	2,952	2,884	97.7	68	2.3
茂木町	2,965	2,899	97.8	66	2.2
市貝町	1,607	1,582	98.4	25	1.6
芳賀町	2,352	2,302	97.9	50	2.1
壬生町	4,282	4,093	95.6	189	4.4
野木町	2,557	2,444	95.6	113	4.4
岩舟町	2,438	2,363	96.9	75	3.1
塩谷町	2,091	2,058	98.4	33	1.6
高根沢町	3,291	3,190	96.9	101	3.1
那須町	4,126	4,006	97.1	120	2.9
那珂川町	3,389	3,338	98.5	51	1.5
計	228,988	218,004	95.2	10,984	4.8

※3割負担…原則として、同一世帯に、住民税課税所得から調整控除額を引いた額が145万円以上の被保険者がいる者

1割負担…3割負担以外の者

## 4 療養給付費

### (1) 後期高齢者医療費の状況

【図表4】栃木県

年度(3月～2月ベース) 又は月	被保険者数 (人)	医療費 (円)	対前年度(同 月)比(%)	1人当たり医療費	
				年額または 月額(円)	対前年度(同 月)比(%)
平成20年度	210,013	156,294,352,495	1.8	744,213	-0.4
平成21年度	215,142	163,828,679,115	4.8	761,491	2.3
平成22年度	220,396	174,037,494,028	6.2	789,658	3.7
平成23年度	224,920	179,056,450,994	2.9	796,090	0.8
平成24年3月	227,587	15,811,086,472	5.5	69,473	3.6
4月	227,696	14,804,334,732	0.6	65,018	-1.2
5月	227,965	15,366,970,858	5.5	67,409	3.7
6月	228,176	15,167,323,294	3.0	66,472	1.1
7月	228,516	15,487,030,360	4.1	67,772	2.2
1ヶ月平均	227,988	15,327,349,143	3.7	67,229	1.9

※平成20年度は後期高齢者医療制度における平成20年4月から平成21年2月までの診療分に、老人保健制度の平成20年3月診療分及びその後の月遅れ請求分を含めて、平成21年以降と同じ条件表示とした。

- ・平成24年度は3月診療(4月請求分)から7月診療(8月請求分)までのものである。
- ・医療費は一部負担金等を含んだ費用の総額であり、療養費は含まれていない。

【参考】全国の医療費

診療年度	総人口 (百万人)	医療費 (億円)	対前年度比 (%)	後期高齢者 医療分 (億円)	対前年度比 (%)	医療費に占める 後期高齢者医療 の割合(%)	後期高齢者の 1人当たり医療費	
							年額(円)	対前年度比 (%)
平成20年度	127.7	348,084	2.0	112,809	—	32.4	854,794	—
平成21年度	127.5	360,067	3.4	118,683	5.2	33.0	871,655	2.0
平成22年度	128.1	374,202	3.9	125,682	5.9	33.6	893,893	2.6
平成23年度	127.8	377,666	3.1	132,935	4.6	35.2	915,780	1.6

【資料：厚生労働省 大臣官房統計情報部 人口動態・保健統計課保健統計室「平成22年度国民医療費の概況」】

※平成20年・平成21年総人口は、総務省統計局による「推計人口」(各年10月1日現在人口)であり、平成17年国勢調査を基準としている。

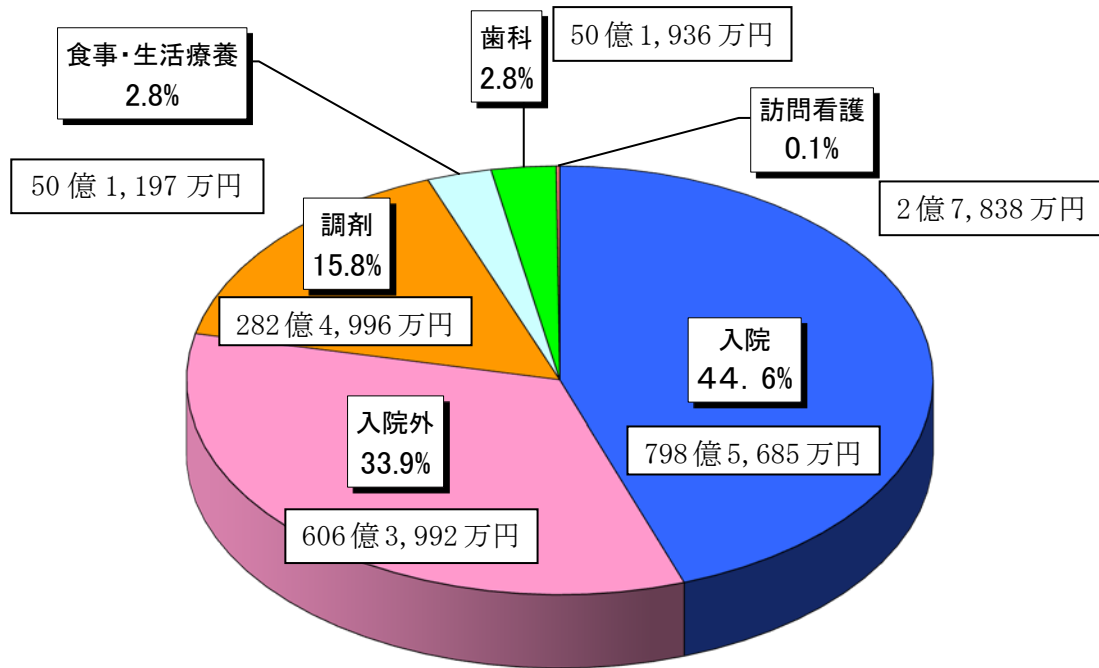
・平成22年総人口は、総務省統計局「平成22年国勢調査人口速報集計」による人口であるため、平成17年国勢調査を基準とした推計人口とは必ずしも一致しない。

・平成23年度については、国民医療費が未公表のため、概算医療費を用いている。対前年度比は平成22年度概算医療費に対するものである。

・後期高齢者医療分は厚生労働省医療保険医療費データベースから集計したものである。

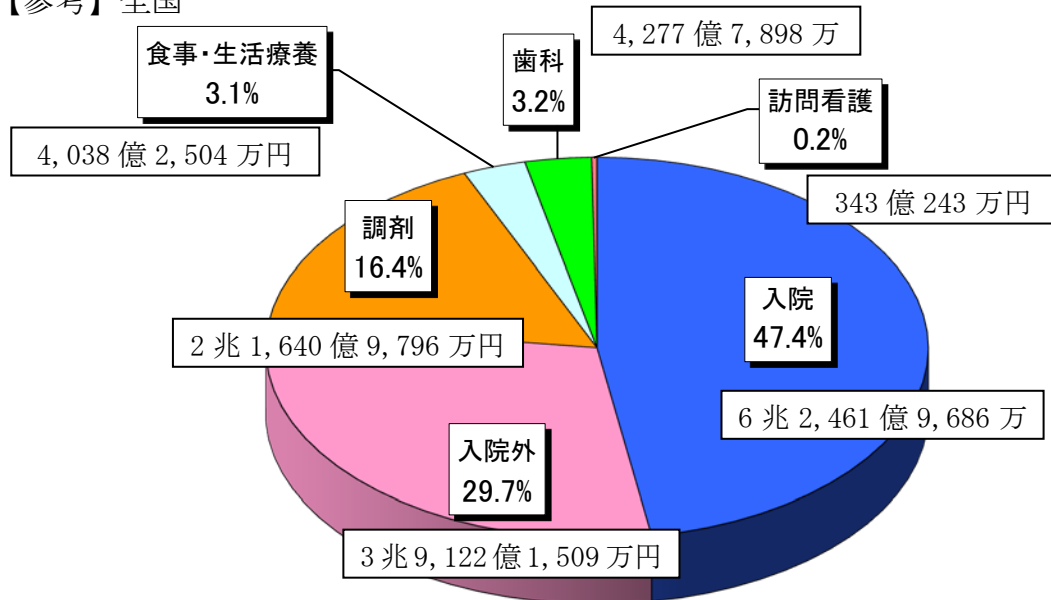
(2) 医療費の内訳と構成比 (平成 23 年度)

【図表 5】 栃木県



【資料：栃木県後期高齢者医療事業状況報告書】

【参考】 全国



【資料：国民健康保険中央会「平成 23 年度年間分 医療費速報」】

栃木県と全国の比較

- ・入院は全国に比べ 2.8 ポイント低い値を示している。
- ・入院外は全国に比べ 4.2 ポイント高い値を示している。
- ・調剤は全国に比べ 0.6 ポイント低い値を示している。
- ・歯科は全国に比べ 0.4 ポイント低い値を示している。

(3) 本県における疾病状況

平成23年6月審査分レセプトから、本県の後期高齢者医療の疾病状況について把握・分類

【図表6】疾病分類別件数上位5疾病

順位	入院 (13,603 件)			入院外 (310,020 件)		
	疾病分類名	件数 (件)	構成比 (%)	疾病分類名	件数 (件)	構成比 (%)
1	循環器系疾患	3,771	27.72	循環器系疾患	100,044	32.27
2	新生物	1,458	10.72	消化器系疾患	44,850	14.47
3	呼吸器系疾患	1,296	9.53	筋骨格系疾患	36,850	11.89
4	損傷・中毒	1,191	8.76	眼疾患	28,975	9.35
5	消化器系疾患	1,017	7.48	内分泌疾患	25,980	8.38

【図表7】疾病分類別点数上位5疾病

順位	入院 (総点数 662,667 千点)			入院外 (総点数 535,250 千点)		
	疾病分類名	点数 (千点)	構成比 (%)	疾病分類名	点数 (千点)	構成比 (%)
1	循環器系疾患	196,290	29.62	循環器系疾患	149,991	28.02
2	新生物	79,981	12.07	腎尿路生殖器系	78,675	14.70
3	損傷・中毒	66,895	10.09	消化器系疾患	65,755	12.28
4	呼吸器系疾患	61,152	9.23	筋骨格系疾患	56,210	10.50
5	消化器系疾患	44,533	6.72	内分泌疾患	49,487	9.25

【図表8】多受診疾病上位5疾病

順位	疾病名 (分類名)	件数 (件)
1	高血圧性疾患 (循環器系疾患)	72,499
2	歯肉及び歯周疾患 (消化器系疾患)	14,987
3	糖尿病 (内分泌、栄養及び代謝疾患)	14,271
4	その他内分泌、栄養及び代謝疾患 (内分泌、栄養及び代謝疾患)	11,299
5	脳梗塞 (循環器系疾患)	10,422

【図表9】1件当たり点数からみた上位5疾病

順位	疾病名 (分類名)	点数 (点)
1	腎不全 (腎尿路生殖器系)	32,588
2	肺炎 (呼吸器系疾患)	29,740
3	頭蓋内損傷及び内臓の損傷 (損傷・中毒)	27,723
4	その他感染症及び寄生虫症 (感染症及び寄生虫症)	23,108
5	くも膜下出血 (循環器系疾患)	20,978

※多受診疾病：受診件数の多い疾病（主病）



(4) 高額レセプトの状況

【図表10】

(単位:件、円、%)

診療年度 または月	8万点(80万円)以上のレセプト				40万点(400万円)以上のレセプト《再掲》		レセプト1件 の最高額
	件数	構成比	医療費	構成比	件数	医療費	
平成20年度	14,218	0.3	17,541,639,340	12.3	114	635,524,030	9,671,240
平成21年度	16,621	0.3	20,766,214,060	12.7	179	934,160,120	9,073,470
平成22年度	20,294	0.4	25,452,928,310	14.6	242	1,260,401,450	10,903,750
平成23年度	24,019	0.4	30,336,228,870	16.9	318	1,668,929,900	21,202,780
平成24年3月	2,118	0.4	2,694,897,310	17.0	24	140,202,560	20,481,520
4月	1,934	0.4	2,448,409,520	16.5	24	117,808,080	6,466,050
5月	2,135	0.4	2,645,330,140	17.2	20	103,493,070	7,363,750
6月	2,023	0.4	2,529,539,050	16.7	15	73,377,300	6,093,320
7月	1,898	0.4	2,363,782,660	15.3	15	81,062,500	9,552,960
1ヶ月平均	2,022		2,536,391,736		20	103,188,702	

※「レセプト」とは、保険医療機関・保険薬局等が、月の初日から末日までの間における患者ごとの診療内容及び診療報酬点数・金額を算定して後期高齢者医療広域連合に提出する明細書である。

- ・「40万点(400万円)以上」の件数・費用額は、「8万点(80万円)以上のレセプト」の内数である。
- ・「構成比」は、療養の給付全体の件数・費用額に占める割合を示す。
- ・広域連合の財政リスクを軽減するため、法令の規定により80万円を超える費用額については、国・県が4分の1ずつ負担する。
- ・40万点(400万円)以上のレセプトは、各都道府県から国保中央会に集約され、特別審査が行われている。

(5) 都道府県別の医療費（平成23年度）

【図表 1 1】

(構成比の単位：%)

区分	医療費（百万円）		平均被保険者数（人）		1人当たり医療費（円）			区分
		構成比		構成比	指数	順位		
全国	13,188,416	100.0	14,516,009	100.0	908,543	100.0		全国
北海道	743,495	5.6	688,540	4.7	1,079,813	118.9	3	北海道
青森県	150,548	1.1	186,532	1.3	807,090	88.8	38	青森県
岩手県	146,700	1.1	197,892	1.4	741,312	81.6	46	岩手県
宮城県	218,552	1.7	267,924	1.8	815,725	89.8	36	宮城県
秋田県	143,820	1.1	181,552	1.3	792,166	87.2	40	秋田県
山形県	147,222	1.1	186,968	1.3	787,416	86.7	42	山形県
福島県	233,451	1.8	280,310	1.9	832,833	91.7	32	福島県
茨城県	267,130	2.0	330,405	2.3	808,492	89.0	37	茨城県
栃木県	179,867	1.4	225,254	1.6	798,505	87.9	39	栃木県
群馬県	201,885	1.5	243,216	1.7	830,065	91.4	33	群馬県
埼玉県	510,732	3.9	612,676	4.2	833,608	91.8	31	埼玉県
千葉県	448,631	3.4	575,014	4.0	780,209	85.9	43	千葉県
東京都	1,083,892	8.2	1,222,917	8.4	886,316	97.6	26	東京都
神奈川県	674,180	5.1	803,023	5.5	839,552	92.4	30	神奈川県
新潟県	254,121	1.9	343,725	2.4	739,314	81.4	47	新潟県
富山県	133,621	1.0	157,316	1.1	849,381	93.5	29	富山県
石川県	143,196	1.1	145,681	1.0	982,943	108.2	13	石川県
福井県	98,643	0.7	111,230	0.8	886,834	97.6	25	福井県
山梨県	93,320	0.7	113,578	0.8	821,642	90.4	35	山梨県
長野県	245,683	1.9	316,466	2.2	776,334	85.4	44	長野県
岐阜県	212,126	1.6	255,633	1.8	829,808	91.3	34	岐阜県
静岡県	346,399	2.6	447,668	3.1	773,786	85.2	45	静岡県
愛知県	644,254	4.9	709,865	4.9	907,573	99.9	20	愛知県
三重県	182,104	1.4	230,360	1.6	790,521	87.0	41	三重県
滋賀県	131,195	1.0	146,439	1.0	895,906	98.6	23	滋賀県
京都府	289,075	2.2	296,413	2.0	975,244	107.3	14	京都府
大阪府	875,650	6.6	842,659	5.8	1,039,152	114.4	6	大阪府
兵庫県	594,525	4.5	624,585	4.3	951,872	104.8	16	兵庫県
奈良県	143,853	1.1	160,439	1.1	896,618	98.7	22	奈良県
和歌山県	128,480	1.0	144,504	1.0	889,106	97.9	24	和歌山県
鳥取県	74,897	0.6	87,549	0.6	855,492	94.2	28	鳥取県
島根県	105,555	0.8	122,614	0.8	860,877	94.8	27	島根県
岡山県	242,339	1.8	255,476	1.8	948,576	104.4	17	岡山県
広島県	367,249	2.8	350,680	2.4	1,047,249	115.3	5	広島県
山口県	219,726	1.7	218,296	1.5	1,006,553	110.8	10	山口県
徳島県	111,998	0.8	116,508	0.8	961,293	105.8	15	徳島県
香川県	130,653	1.0	138,740	1.0	941,709	103.7	18	香川県
愛媛県	190,107	1.4	207,347	1.4	916,856	100.9	19	愛媛県
高知県	131,285	1.0	120,000	0.8	1,094,039	120.4	2	高知県
福岡県	655,216	5.0	565,624	3.9	1,158,395	127.5	1	福岡県
佐賀県	118,655	0.9	114,721	0.8	1,034,295	113.8	7	佐賀県
長崎県	211,746	1.6	200,266	1.4	1,057,320	116.4	4	長崎県
熊本県	260,847	2.0	260,055	1.8	1,003,046	110.4	11	熊本県
大分県	172,539	1.3	171,151	1.2	1,008,109	111.0	9	大分県
宮崎県	144,095	1.1	160,100	1.1	900,035	99.1	21	宮崎県
鹿児島県	263,396	2.0	256,543	1.8	1,026,711	113.0	8	鹿児島県
沖縄県	121,765	0.9	121,556	0.8	1,001,713	110.3	12	沖縄県
最大	1,083,892	東京都	1,222,917	東京都	1,158,395	福岡県		
最小	74,897	鳥取県	87,549	鳥取県	739,314	新潟県		
最大/最小	14.47倍		13.97倍		1.57倍			

【資料：国民健康保険中央会「国保連合会審査支払業務統計」】

※平成23年4月診療(5月請求分)から平成24年3月診療(4月請求分)までの12か月間を集計したものである。

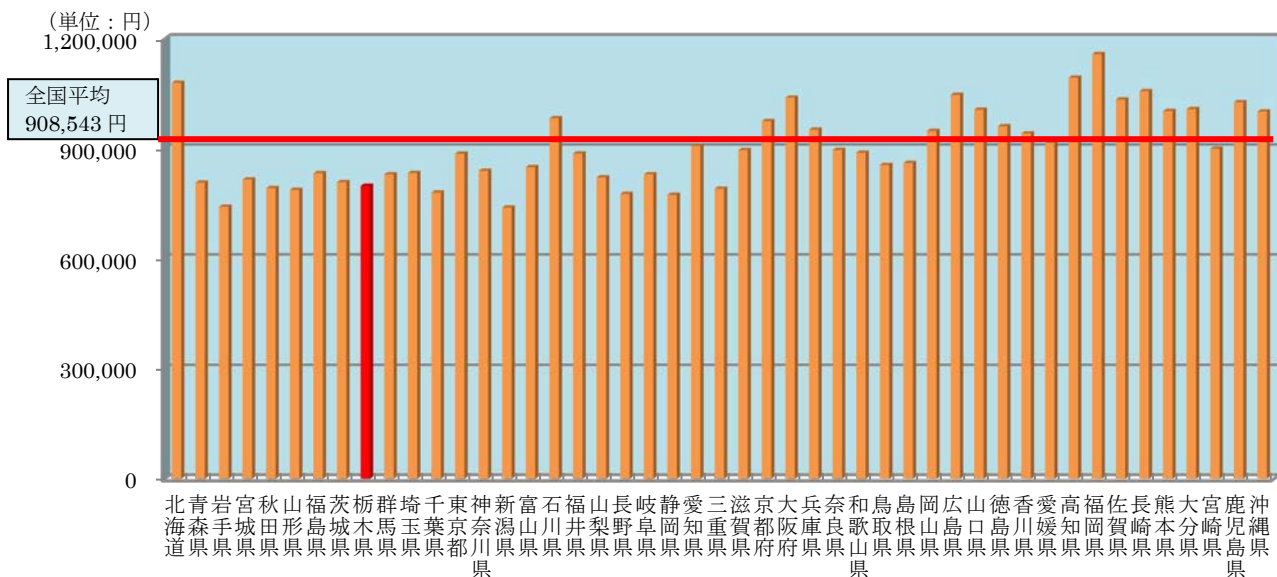
・1人当たり医療費の全国は平均値を示す。

# 都道府県の被保険者1人当たり医療費（平成23年度）

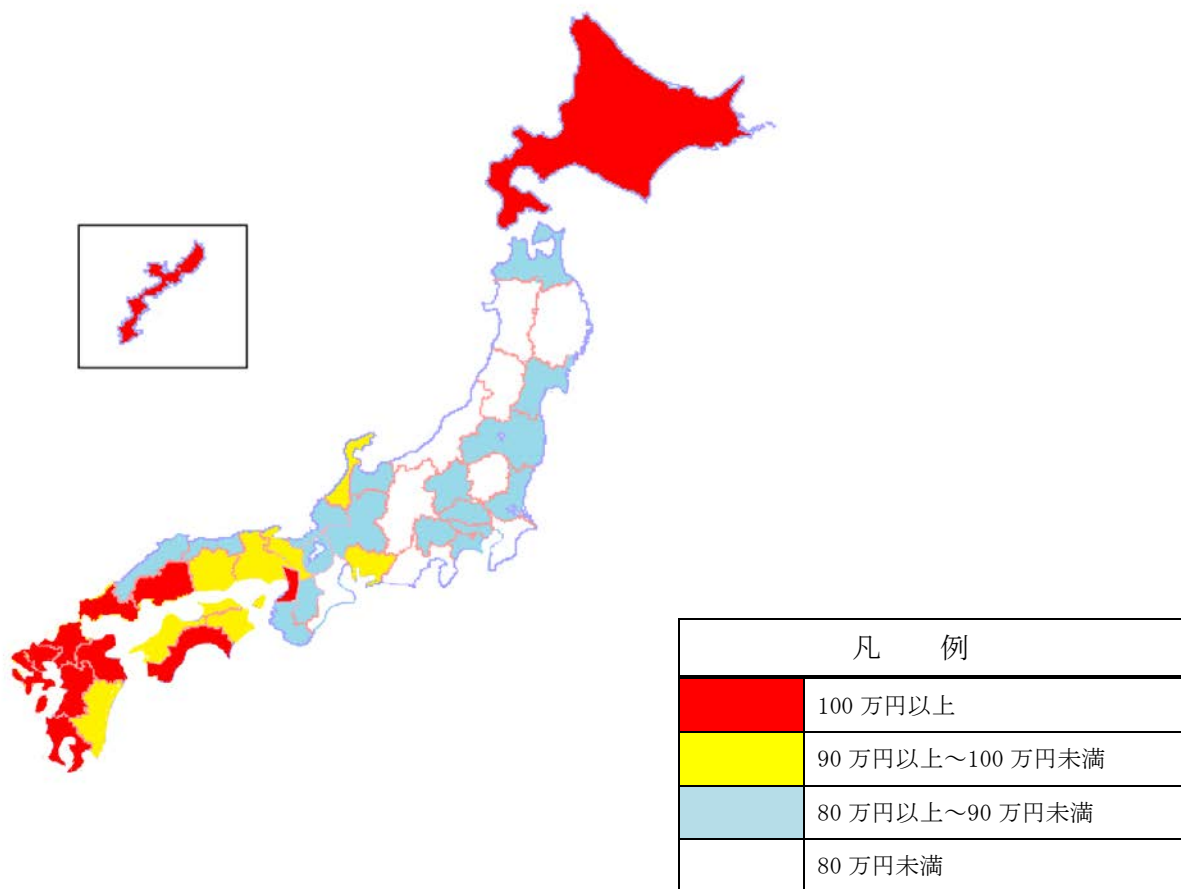
【資料：国民健康保険中央会「国保連合会審査支払業務統計」】

※平成23年4月から平成24年3月までの診療（12か月分）を集計したものである。

【図表1-2】 都道府県別1人当たり医療費



【図表1-3】 1人当たり医療費の色分け



## (6) 県内市町別の医療費 (平成 23 年度)

【図表 1 4】

(単位:人、件、円)

市町名	H23. 4月～ H24. 3月 1ヶ月平均 被保険者数	件 数	医療費	被保険者 1人当た り医療費
宇都宮市	47,439	1,300,479	40,953,082,074	863,279
足利市	19,547	527,710	16,381,030,592	838,033
栃木市	18,669	501,939	14,078,175,104	754,094
佐野市	15,788	369,424	11,828,721,946	749,222
鹿沼市	12,902	311,261	10,213,395,100	791,613
日光市	13,322	323,028	11,600,675,238	870,791
小山市	14,647	383,458	11,491,527,418	784,565
真岡市	8,471	230,300	6,533,066,102	771,227
大田原市	9,186	211,646	7,075,936,438	770,296
矢板市	4,159	91,102	3,408,434,404	819,532
那須塩原市	11,158	272,187	8,946,424,360	801,795
さくら市	4,785	117,195	3,652,037,256	763,226
那須烏山市	4,839	102,676	3,021,387,306	624,383
下野市	5,715	154,746	4,576,436,442	800,776
上三川町	2,807	82,164	2,357,939,888	840,021
益子町	2,958	75,539	2,239,275,438	757,023
茂木町	3,002	63,209	1,868,704,198	622,486
市貝町	1,579	38,224	1,089,192,200	689,799
芳賀町	2,342	53,833	1,819,716,258	776,992
壬生町	4,178	106,197	3,428,614,638	820,635
野木町	2,496	64,027	1,833,736,808	734,670
岩舟町	2,425	68,781	1,893,080,024	780,652
塩谷町	2,083	44,075	1,579,605,534	758,332
高根沢町	3,255	78,648	2,643,079,224	812,006
那須町	4,096	100,933	3,155,699,118	770,434
那珂川町	3,403	86,837	2,206,710,024	648,460
合 計	225,250	5,759,618	179,875,683,132	798,560

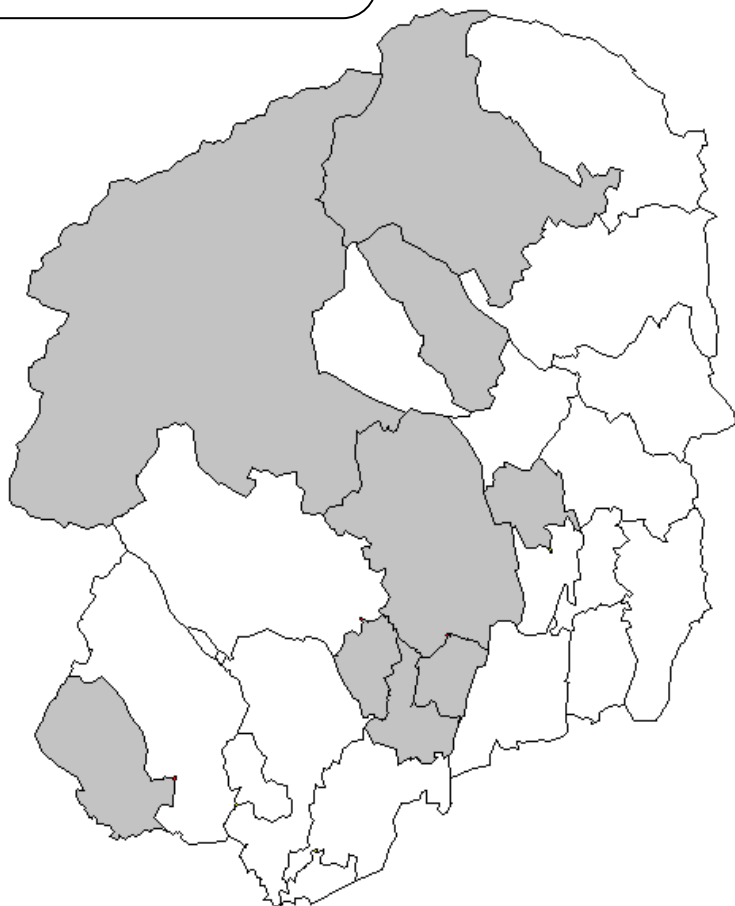
※平成23年4月診療(5月請求分)から平成24年3月診療(4月請求分)までの12か月間を集計したものである。

## 県内市町の被保険者1人当たり医療費（平成23年度）

※平成23年4月から平成24年3月までの診療（12か月分）を集計したものである。

【図表15】1人当たり医療費の色分

平成23年度  
県内平均 798,560円



凡 例	
	県内平均以上
	県内平均未満

【図表16】1人当たり医療費の順位

(単位：円)

順位	市町名	1人当たり医療費
1	日光市	870,791
2	宇都宮市	863,279
3	上三川町	840,021
4	足利市	838,033
5	壬生町	820,635
6	矢板市	819,532
7	高根沢町	812,006
8	那須塩原市	801,795
9	下野市	800,776

順位	市町名	1人当たり医療費
10	鹿沼市	791,613
11	小山市	784,565
12	岩舟町	780,652
13	芳賀町	776,992
14	真岡市	771,227
15	那須町	770,434
16	大田原市	770,296
17	さくら市	763,226
18	塩谷町	758,332

順位	市町名	1人当たり医療費
19	益子町	757,023
20	栃木市	754,094
21	佐野市	749,222
22	野木町	734,670
23	市貝町	689,799
24	那珂川町	648,460
25	那須烏山市	624,383
26	茂木町	622,486

※日光市／茂木町 = 1.40倍

(7)療養の給付の諸率（平成24年5月診療分）

【図表17】

区 分		全国平均 (A)	栃木県 (B)	比較(%) (B)／(A)		
(ア)	1人当たり医療費 (円)	合 計	76,623	67,409	88.0	
		内 訳	入 院	36,340	30,512	84.0
			入院外	22,975	22,732	98.9
			歯 科	2,596	1,936	74.6
			調 剤	12,198	10,249	84.0
			食事・生活療養	2,291	1,859	81.1
			訪問看護	223	121	54.4
(イ)	1人当たり日数 (日)	合 計	4.46	3.85	86.3	
		内 訳	入 院	1.32	1.12	84.7
			入院外	2.76	2.43	88.0
			歯 科	0.37	0.29	77.9
			調 剤	1.20	0.98	81.3
			食事・生活療養	3.32	2.72	81.9
			訪問看護	0.02	0.01	56.3
(ウ)	1日当たり医療費 (円)	合 計	17,166	17,529	102.1	
		内 訳	入 院	27,604	27,306	98.9
			入院外	8,338	9,360	112.3
			歯 科	6,995	6,717	96.0
			調 剤	10,192	10,508	103.1
			食事・生活療養	689	684	99.3
			訪問看護	10,834	10,781	99.5
(エ)	受診率 (100人当たり件数)	合 計	242.45	216.06	89.1	
		内 訳	入 院	7.12	6.02	84.6
			入院外	134.29	127.72	95.1
			歯 科	16.58	13.00	78.4
			調 剤	84.21	69.16	82.1
			食事・生活療養	6.69	5.58	83.4
			訪問看護	0.26	0.15	57.7

【資料：国民健康保険中央会「国保連合会審査支払業務統計」】

※1人当たり日数の「調剤」は調剤報酬明細書における処方箋枚数を表し、「食事・生活療養」は入院時の食事回数を表す。

## 5 その他の給付

### (1) 療養費

【図表18】

(単位:件、円、%)

市町名	平成23年度			市町名	平成23年度		
	件数	金額	対前年度比 (%)		件数	金額	対前年度比 (%)
宇都宮市	33,202	489,645,974	4.1	上三川町	1,564	19,996,143	11.9
足利市	14,826	230,130,330	8.1	益子町	2,610	39,947,894	6.9
栃木市	8,716	133,024,319	8.1	茂木町	1,584	24,125,022	-2.3
佐野市	6,969	93,472,293	3.5	市貝町	1,158	11,061,859	13.8
鹿沼市	6,773	105,410,786	8.7	芳賀町	1,270	11,640,141	-1.0
日光市	5,465	66,280,830	1.1	壬生町	2,085	29,546,435	7.5
小山市	7,929	109,760,134	0.1	野木町	1,327	16,493,727	-3.9
真岡市	4,072	55,845,079	10.4	岩舟町	758	10,820,435	3.5
大田原市	4,019	42,872,315	3.3	塩谷町	851	11,533,777	0.8
矢板市	1,759	22,353,190	-10.6	高根沢町	2,417	19,158,612	7.3
那須塩原市	4,400	55,951,004	1.5	那須町	1,257	13,628,642	15.7
さくら市	2,546	34,032,586	5.4	那珂川町	1,724	21,816,605	4.3
那須烏山市	2,450	30,334,180	-4.6	合計	125,042	1,745,917,386	4.9
下野市	3,311	47,035,074	15.2				

※療養費とは、柔道整復・はり・きゅう・あんま・マッサージ施術料、補装具購入費等の給付である。

・平成23年4月支給決定分から平成24年3月支給決定分の12か月を集計したものである。

【図表19】

年度又は月	栃木県		
	件数(件)	金額(円)	対前年度(同月)比 (%)
平成20年度	79,641	1,144,012,629	-
平成21年度	107,148	1,525,374,804	33.3
平成22年度	115,528	1,664,382,033	9.1
平成23年度	125,042	1,745,917,386	4.9
平成24年4月	9,877	141,173,151	11.3
5月	10,021	145,790,025	11.5
6月	10,519	151,418,508	1.8
7月	11,121	154,887,459	8.1
8月	11,147	162,736,526	3.5
1ヶ月平均	10,537	151,201,134	7.0

※各月の支給決定分を集計したものである。

・平成20年度は6月支給決定(4,5月診療分)分から平成21年3月支給決定分11か月を集計したものである。

### 【参考】

年度	全 国		
	件数(件)	費用額(千円)	対前年度比 (%)
平成20年度	6,909,516	116,772,050	-
平成21年度	9,180,343	151,677,398	29.9
平成22年度	9,973,903	161,982,675	6.8

【資料：厚生労働省平成22年度後期高齢者医療事業年報】

## (2) 葬祭費

【図表 20】

(単位:件、円、%)

市町名	平成 23 年度			市町名	平成 23 年度		
	件数	金額	対前年度比 (%)		件数	金額	対前年度比 (%)
宇都宮市	2,710	135,500,000	3.4	上三川町	196	29,800,000	20.2
足利市	1,347	67,350,000	9.3	益子町	243	12,150,000	25.9
栃木市	1,263	63,150,000	13.1	茂木町	197	9,850,000	-3.9
佐野市	1,094	54,700,000	12.6	市貝町	98	4,900,000	-3.9
鹿沼市	833	41,650,000	5.8	芳賀町	153	7,650,000	6.3
日光市	861	43,050,000	3.0	壬生町	302	15,100,000	7.9
小山市	901	45,050,000	3.9	野木町	150	7,500,000	4.9
真岡市	608	30,400,000	14.1	岩舟町	185	9,250,000	13.5
大田原市	616	30,800,000	7.9	塩谷町	142	7,100,000	12.7
矢板市	275	13,750,000	10.0	高根沢町	202	10,100,000	-3.8
那須塩原市	722	36,100,000	11.9	那須町	257	12,850,000	6.2
さくら市	303	15,150,000	6.7	那珂川町	228	11,400,000	13.4
那須烏山市	316	15,800,000	7.1	合計	14,559	727,950,000	7.3
下野市	357	17,850,000	1.4				

※ 1 件当たり 50,000 円を給付するものである。

・平成 23 年 4 月支給決定分から平成 24 年 3 月支給決定分の 12 か月間を集計したものである。

【図表 21】

年度又は月	栃木 県		
	件数(件)	金額(円)	対前年度(同月)比 (%)
平成20年度	11,128	556,400,000	-
平成21年度	12,983	649,150,000	16.7
平成22年度	13,569	678,450,000	4.5
平成23年度	14,559	727,950,000	7.3
平成24年4月	1,214	60,700,000	-9.6
5月	1,212	60,600,000	-1.5
6月	1,100	55,000,000	-3.3
7月	1,054	52,700,000	2.7
1ヶ月平均	1,174	57,250,000	-5.7

## 【参考】

年度	全 国		
	件数(件)	金額(千円)	対前年度比 (%)
平成20年度	600,205	25,416,198	-
平成21年度	689,608	29,256,871	15.1
平成22年度	803,096	34,536,729	18.0

【資料：厚生労働省平成 22 年度後期高齢者医療事業年報】



## 6 医療費通知

被保険者に健康及び後期高齢者医療制度に対する意識を深めてもらうことを目的に、平成20年度制度開始当初より実施している。平成22年度までは年6回だったが、23年度より年4回(4月、7月、10月、1月)発送している。

平成23年度医療費通知送付対象者数

【図表22】

(単位:人)

市町名	被保険者数 H23.3.31現在	H23.4発送分 (H22.10・11月 診療分)	H23.7発送分 (H22.12,H22.1・2月 診療分)	H23.10発送分 (H22.3・4・5月 診療分)	H23.1発送分 (H23.6・7・8月 診療分)	被保険者数 H24.3.31現在
宇都宮市	46,709	41,501	42,444	42,926	43,199	48,258
足利市	19,435	17,103	17,529	17,573	17,611	19,766
栃木市	18,605	16,332	16,697	16,871	16,821	18,785
佐野市	15,701	13,675	14,014	14,133	14,170	15,917
鹿沼市	12,847	11,307	11,518	11,599	11,670	12,991
日光市	13,284	11,659	11,829	12,032	12,011	13,391
小山市	14,439	12,710	13,078	13,193	13,263	14,857
真岡市	8,441	7,454	7,565	7,635	7,646	8,527
大田原市	9,147	8,057	8,194	8,234	8,274	9,248
矢板市	4,165	3,666	3,729	3,753	3,733	4,190
那須塩原市	11,048	9,625	9,881	9,991	10,006	11,326
さくら市	4,759	4,213	4,290	4,276	4,318	4,843
那須烏山市	4,843	4,314	4,348	4,378	4,384	4,856
下野市	5,664	4,998	5,117	5,159	5,190	5,791
上三川町	2,790	2,498	2,537	2,564	2,560	2,827
益子町	2,966	2,635	2,671	2,658	2,646	2,957
茂木町	3,002	2,626	2,677	2,698	2,696	2,989
市貝町	1,571	1,384	1,407	1,433	1,427	1,602
芳賀町	2,325	2,076	2,117	2,123	2,121	2,356
壬生町	4,155	3,677	3,743	3,771	3,780	4,239
野木町	2,472	2,167	2,217	2,243	2,259	2,526
岩舟町	2,424	2,101	2,153	2,141	2,148	2,442
塩谷町	2,088	1,842	1,851	1,868	1,877	2,097
高根沢町	3,231	2,834	2,903	2,913	2,918	3,295
那須町	4,085	3,549	3,623	3,636	3,651	4,115
那珂川町	3,435	3,009	3,065	3,034	3,036	3,396
合計	223,631	197,012	201,197	202,835	203,415	227,587

## 7 健康診査

生活習慣病の早期発見により適切に医療につなげて重症化を予防し、医療費の適正化を図ることを目的に、受診率30%を目標に掲げ、市町への業務委託により事業を実施しており、市町と連携の下、受診率の向上に取り組んでいる。

### (1) 平成23年度実施状況

【図表 2 3】

市町名	対象者数 (人)	受 診 者 数			受 診 率 ( % )
		集 団 (人)	個 別 (人)	計 (人)	
宇都宮市	44,943	1,665	8,000	9,665	21.51
足利市	17,817	67	4,421	4,488	25.19
栃木市	17,946	941	2,920	3,861	21.52
佐野市	14,901	634	1,427	2,061	13.83
鹿沼市	11,802	52	4,196	4,248	35.99
日光市	12,398	2,046	492	2,538	20.47
小山市	13,404	919	3,925	4,844	36.14
真岡市	8,204	769	1,053	1,822	22.21
大田原市	8,535	1,636	22	1,658	19.43
矢板市	4,010	510	318	828	20.65
那須塩原市	10,582	1,497	717	2,214	20.92
さくら市	4,477	828	0	828	18.50
那須烏山市	4,410	345	1,655	2,000	45.35
下野市	5,404	0	1,678	1,678	31.05
上三川町	2,606	9	1,147	1,156	44.36
益子町	2,755	262	0	262	9.51
茂木町	2,739	104	0	104	3.80
市貝町	1,501	210	0	210	13.99
芳賀町	2,170	331	0	331	15.25
壬生町	3,967	425	76	501	12.63
野木町	2,350	152	10	162	6.89
岩舟町	2,218	192	0	192	8.66
塩谷町	2,019	0	795	795	39.38
高根沢町	3,057	322	0	322	10.53
那須町	3,865	563	0	563	14.57
那珂川町	3,273	427	907	1,334	40.76
合 計	211,353	14,906	33,759	48,665	23.03

※「対象者数」・・・被保険者数から受診対象除外者（介護保険施設入所者等）を除いた数

「受 診 率」・・・健診受診者数を対象者数で除して算出

### (2) 受診率推移

【図表 2 4】

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
栃木県 受診率 (%)	24	19	21	22	23
全 国 受診率 (%)	26	21	22	23	未公表

※平成19年度は老人保健制度における基本健康診査受診率である。

## 8 重複・頻回受診者訪問指導事業

### (1) 事業の概要

被保険者の健康管理に係る意識の向上を図り、医療機関等への適正受診を促進することにより、医療費の適正化を推進することを目的として、保健師等が対象者宅を訪問し、健康相談・助言を行う（平成22年度から実施）。

### (2) 訪問指導対象者選定基準

- ・ 重複受診者： 同一疾病により複数の医療機関に2か月以上継続して受診している者で、投薬、注射、処置等治療の重複がある者  
(医療機関からの紹介及び検査のための重複受診は除く。)
- ・ 頻回受診者： 1か月における同一診療機関への受診日数が、2か月以上継続して15日以上ある者  
(人工透析、リハビリテーション及び関節注射による頻回受診は除く。)

### (3) 事業実施効果

#### 平成23年度

訪問指導実施対象者	訪問指導実施人数 (実人数) (人)	訪問指導後改善人数 (人)	訪問指導の改善割合 (%)	訪問前3か月平均診療報酬請求額合計額 (医療費ベース) (円)	訪問後3か月平均診療報酬請求額合計額 (医療費ベース) (円)	1か月あたりの効果額 (医療費ベース) (円)
重複受診者	20	12	60	607,470	395,330	212,140
頻回受診者	47	26	55	1,288,120	882,330	405,790

#### 平成22年度

訪問指導実施対象者	訪問指導実施人数 (実人数) (人)	訪問指導後改善人数 (人)	訪問指導の改善割合 (%)	訪問前3か月平均診療報酬請求額合計額 (医療費ベース) (円)	訪問後3か月平均診療報酬請求額合計額 (医療費ベース) (円)	1か月あたりの効果額 (医療費ベース) (円)
重複受診者	24	16	67	501,600	379,260	122,350
頻回受診者	20	13	65	343,910	183,740	160,160

※各実績値の積算のため端数処理の関係上一致しない。

#### (改善効果判定基準)

指導前3か月間の受診状況と指導後3か月間の受診状況を対比し、次の何れかに該当した場合を効果ありとした。

#### 1. 選定基準に該当しなくなった。

重複受診者：2か月以上連続して重複受診がない。

頻回受診者：2か月以上連続して1つの医療機関での受診日数が15日以上でない。

#### 2. 診療報酬請求額に減額が見られた。